

平成
29年度

賛助会員募集

ご協力をお願いします



「賛助会員」とは？

天白区社会福祉協議会が行う「福祉のまちづくり」の事業を支援していただく方のことです。個人・法人問わず、どなたでも賛助会員になっていただけます。

天白区社会福祉協議会は、「社協(しゃきょう)」の愛称で親しまれています。

社協は、社会福祉法に定められた、地域福祉の推進に取り組む民間の福祉団体です。天白区社協は、住民組織やボランティア団体、区内の福祉施設などと、互いに協力・連携して天白区に暮らすすべての人が、いつまでも安心して暮らせるようなまちづくりを進めています。

平成29年度 賛助会費の主な使いみち

●情報紙「ぱわわ」の発行

中日新聞の折り込み及びポスティングにより全戸配布します。

人気シリーズ、子育て日記や介護日記、ぱわわギャラリーなどのほか、旬な福祉情報をお届けします。



●天白おやこ子育て広場の開催

平成29年度は8月と1月に約400組の親子が参加する交流イベントを開催します。



●ボランティアの育成・活動支援

ボランティアをやりたいが「あと一步」を踏み出せない方などを対象にボランティア講座を開催し、ボランティアの育成および活動支援を行います。また、昨年に引き続き、活動風景のパネル展示を行います。



●災害ボランティアセンターの設置訓練

発災時に備えた災害ボランティアセンターの設置訓練を平成29年11月に行う予定です。

●福祉教育の啓発・推進

学校や地域団体・企業等のご要望に応じて、車いす体験等の福祉教育の講師・インストラクターを調整します。



申し込み・問い合わせ先

社会福祉法人 名古屋市天白区社会福祉協議会

〒468-0015 名古屋市天白区原一丁目301番地 原ターミナルビル3階

TEL 809-5550 FAX 809-5551

ホームページ <http://www.tenpaku-shakyo.com> E-mail tenpakuVC@nagoya-shakyo.or.jp

賛助会員の種類

○ 個人 1□ / 1,000 円 (年額)

○ 法人・団体 1□ / 5,000 円 (年額)

※ 税法上の優遇措置 個人：所得税法 (第78条) により

寄付金控除を受けることができます。

法人：法人税法 (第37条) の規定により、

一定の限度内で、「損金算入」することができます。



申し込み方法

1. 申込書に必要事項をご記入のうえ、下記お申し込み先まで直接お持ちいただくか、ファックスまたは郵送にてお申し込みください。
2. 賛助会費は次のいずれかの方法でお納めください。
 - ① 本会窓口にて直接会費をお持ちいただく方法。
 - ② 三菱東京UFJ銀行 ATM 機より下記口座へお振込みいただく方法。
振込手数料が無料になります。

お振込み先

三菱東京UFJ銀行 八事支店 普通 1415626

社会福祉法人 名古屋市天白区社会福祉協議会 会費 事務局長 大野 裕代

※ただし、時間外のお振込み、銀行窓口からのお振込みにかかる手数料についてはご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

天 白 区 社 会 福 祉 協 議 会 賛助会員申込書

※太枠内をご記入ください。

氏名 または 法人・団体名			
所在地	〒		
法人・団体の場合の 代表者		電話	—
賛助会費額	個人 ____□ ____円	法人 団体	____□ ____円
法人・団体の場合 事業・活動の内容			
※入会	平成 年 月 日	※退会	平成 年 月 日
※摘要			
貴会の主旨に賛同し入会を申し込みます。 平成 年 月 日 氏 名 法人・団体名 (代表者名) _____			

※印欄のご記入は不要です。賛助会費額の変更をご希望される場合はその都度お申し出ください。
 ※ご記入いただいた内容について、賛助会員に関する利用目的以外には使用いたしません。